2　平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用するときは、同条第二項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における附則第二十六条第二項の規定により読み替えられた附則第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）	十二	附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における附則第二十六条第二項の規定により読み替えられた附則第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）で除して得た数を乗じて得た額に	報酬比例部分等の額につき平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定による年金たる保険給付の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数に係る部分等の額
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被保険者等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	被保険者等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号
前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号
同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被保険者等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	被保険者等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	同項の規定により読み替えられた同条第一項各号

		前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号
前項の規定により読み替えられた	報酬比例部分等の額につき平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用して計算した場合における	同項の規定により読み替えられた同条第一項各号
数を乗じて得た額	数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用して計算した場合における	同項の規定により読み替えられた同条第一項各号
同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に掲げる法律の規定に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号に掲げる法律の規定に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に掲げる法律の規定に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号に掲げる法律の規定に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	同項の規定により読み替えられた同条第一項各号
同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被保険者等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	被保険者等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百十号）第二十条第一項（同令第二十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する改正後平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	同項の規定により読み替えられた同条第一項各号